かつらぎ町　ふるさと住民アプリ（試用版）プライバシーポリシー

１．基本的な考え方

かつらぎ町は、総務省が提供するふるさと住民アプリ（試用版）（以下「本アプリ」といいます。）及び本アプリのバックエンドであるふるさと住民登録システム（以下「本システム」といい、本アプリと合わせて「本アプリ等」といいます。）の利用に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」といいます。）、かつらぎ町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年かつらぎ町条例第２８号）、その他関係法令を遵守するとともに、本プライバシーポリシーに基づき、実証モニターから取得する情報を適切に取り扱います。

２．取得する情報の範囲

かつらぎ町は、実証モニターのうち、ベーシック登録又はプレミアム登録を行った者から、本アプリ等の利用に当たり、次のアからキまでに掲げる情報を取得します。

ア　メールアドレス

イ　ニックネーム、性別、居住道県、居住市町村、出身地、出生年代、興味・関心カテゴリ

ウ　ベーシック登録及びプレミアム登録に関する情報

エ　担い手活動への参加申請、参加実績及びこれに関する情報

オ　アンケートの回答内容

カ　実証モニターが提出する書類その他電子データに含まれる情報

キ　アからカまでに掲げるもののほか、本アプリ等の運営に必要な情報

３．利用目的

かつらぎ町は、実証モニターから取得した情報について、本アプリ等の利用及びふるさと住民登録制度モデル事業の円滑な運用に必要な範囲内において、次のアからクまでに掲げる目的のため、利用します。

ア　ベーシック登録及びプレミアム登録の管理のため

イ　担い手活動への参加管理のため

ウ　かつらぎ町が本システムに掲載するニュース、イベント情報、担い手活動募集情報及びサポート施策に関する情報を実証モニターに提供するため

エ　ふるさと住民登録制度モデル事業の運営、分析、検証及び効果測定のため

オ　ふるさと住民登録制度の分析、検証及び効果測定のため

カ　正式版に向けた本アプリの改善提案のため

キ　お問合せへの対応及び実証モニターへの御連絡のため

ク　本アプリ等の障害その他のインシデントへの対応のため

４．情報の取扱いの範囲

かつらぎ町は、法令に基づき、又は前条の利用目的の達成に必要な範囲において、次の各項のとおり、実証モニターの情報を取り扱います。

（１）モデル団体間の閲覧制限

モデル団体は、当該モデル団体に係る実証モニターの情報に限り閲覧することができ、他のモデル団体の領域に保存された実証モニターの情報を閲覧することはできません。

（２）道県による閲覧

前項の規定にかかわらず、かつらぎ町が属する道県のモデル団体は、実証モニターが市町村にベーシック登録したとき及び当該市町村が実施する担い手活動へ参加するときに市町村に提供された情報について、自動的に連係（以下「道県自動連係」といいます。）され、閲覧することができます。ただし、実証モニターが事前に道県自動連係機能の設定を解除した場合はこの限りではありません。

（３）関連法人等による閲覧

かつらぎ町と連携協定その他の契約を締結し、ふるさと住民登録制度モデル事業の円滑な運用のため、かつらぎ町が行う情報発信、担い手活動情報の掲載、サポート施策の提供その他ふるさと住民登録制度モデル事業に関連する取組を行う法人その他の者（以下「関連法人等」といいます。）は、実証モニターが本アプリ上で入力した情報を、本システムを通じて閲覧することはできません。ただし、かつらぎ町は、利用目的の達成に必要な範囲内において、本システム外で、関連法人等に対し、実証モニターが入力した情報を提供することがあります。

（４）総務省による閲覧

総務省は、通常の運営において、かつらぎ町を含め、特定のモデル団体の領域に保存された実証モニターの情報を、当該実証モニターを特定することができる形で閲覧することはしません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

ア　本アプリ等のシステム障害、情報漏えいその他のインシデントに関する緊急の対応を行う場合

イ　不正アクセスその他犯罪行為又は利用規約違反への対応を行う場合

ウ　法令に基づく対応を行う場合

エ　その他本アプリ等の運営上必要な場合

５．安全管理措置

本アプリ等において取り扱う情報を適切に管理し、漏えい、滅失又は毀損のないよう、

必要な措置を講じます。また、当該情報の全部又は一部の取扱いを第三者に委託する場合は、当該委託先に対し、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるよう求めるとともに、必要かつ適切な監督を行います。

６．登録解除後等の情報の利用

ベーシック登録の解除又はプレミアム登録の解除が行われた場合であっても、かつらぎ町は、利用目的の範囲内において、個人が識別されないよう必要な措置を講じた情報を保有し、利用することがあります。

７．保有個人情報の開示等

かつらぎ町が保有する個人情報については、個人情報保護法、かつらぎ町個人情報の保護に関する法律施行条例、その他関係法令の定めるところにより、開示、訂正、利用停止その他の請求を行うことができます。

開示等の請求手続については、かつらぎ町が別に定める方法によるものとします。

８．保有期間

かつらぎ町は、本アプリ等において取得した個人情報について、原則として令和９年３月３１日まで保有します。

９．プライバシーポリシーの変更

（１）かつらぎ町は、必要に応じて、プライバシーポリシーを変更することがあります。

（２）前二項の変更後のプライバシーポリシーについては、かつらぎ町公式ホームページやその他適切と認められる方法によりその内容を周知します。

和歌山県かつらぎ町

令和８年１０月１６日制定